

指定校変更・区域外就学基準表

平成23年6月13日現在
江東区教育委員会

1 承認基準

番号	条 件
1	転居後も引き続き在籍校を希望するとき
2	児童が下校後、保護者の共働き等の理由によって保護者以外の者に預けられているとき
3	児童が下校後、学童クラブに入会しているとき
4	児童が下校後、自宅以外の保護者の営む事業所にいるとき
5	近い将来転入することが明白であり、変更を認めることに合理的理由があると認められるとき
6	児童・生徒の身体的理由により、変更の必要性があると認められるとき
7	学校統廃合を理由とするとき
8	調整区域を理由とするとき
9	その他、教育委員会が教育的配慮により、変更の必要性があると認めるとき
ただし、人口増等の事由により、児童・生徒の学校への受入れが困難な地域については、上記承認基準のうち2・3・4・7番を除くものとし、当該学校毎に承認を判断することとする	

2 注意事項

事前に受入れ校の学校長の承諾を得、意見書を提出させる
ただし、8の場合は意見書を不要とする

区域外就学については、合理的な交通機関を利用し通学可能であること
申請書の理由の欄に以下の内容を明記させる

- 番号 2・・・預かる人の氏名及び住所
3・・・学童クラブの名称及び住所
4・・・事業所名及び住所
5・・・転入先住所及び転居予定日
(売買契約書等を添付させることができる)
6・・・身体的理由
9・・・具体的理由